

平成21年9月1日
大臣官房会計課総務班

「文部科学省における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」の運用について

文部科学省(文部科学本省、文化庁、国立教育政策研究所、科学技術政策研究所、日本学士院)では、建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約に関し、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止等の措置(以下「取引停止措置」という。)を講ずる必要が生じた際には、「文部科学省における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領の制定について」(H18.12.20付会計課長通知)に基づき取引停止措置を講じるとともに、文部科学省関係機関(国立大学法人、大学共同利用機関法人、所管独立行政法人、日本私立学校振興・共済事業団、放送大学学園)においても同様の取引停止措置を講ずる必要がある場合があることから、相互通報の体制を整えている(「物品購入等契約に係る取引停止について」(H18.11.27付事務連絡)(以下「事務連絡」という。))。

取引停止措置は、予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、不信用・不誠実な行為その他信用度を考慮して一般競争の参加等を制限するものであり、契約担当官等の恣意的なものとならぬよう厳格かつ公正に行わなければならない。

文部科学省では、従前から取扱要領や過去における同様の例に倣いつつ、一貫したルールにより行ってきたところであり、今後も適切にこれらがなされるようこれまでのルールを次のとおりまとめる。

1. 贈賄・談合等の行為(取扱要領別表措置基準の1～8及び10に該当)

取引停止措置要件の発生元	文科省との取引実績	取引停止措置	通報
文部科学省(※1)及び文部科学省関係機関(※2)		○	○
他の官公庁	文科省と取引実績のある業者	○	○
	文科省と取引実績がない又は今後も取引の可能性が極めて低い業者	×	○

(※1)文部科学本省、文化庁、国立教育政策研究所、科学技術政策研究所、日本学士院

(※2)国立大学法人、大学共同利用機関法人、所管独立行政法人、日本私立学校振興・共済事業団、放送大学学園

- ① 文部科学省及び文部科学省関係機関が発注した契約において該当する事案が発生した場合、全ての事案について取引停止措置を講じる。

【解説】

文部科学省関係機関において発生した事案については、①談合等という案件の社会的重要性を考慮する必要があること、②組織内の取扱いの整合性を確保する必要があることから、文部科学省自らにおいて発生した事案と同様に解釈して、取引実績の有無にかかわらず取引停止の措置を講じることとしたもの。

- ② 他の官公庁が発注した契約において事案が発生した場合、原則として文部科学省との取引実績の有無に応じて取引停止措置を講じる。

【解説】

他の官公庁において発生した事案については、①地方公共団体等において発生した事案など全国的な情報の収集は事実上不可能であること、②文部科学省と取引実績がない、又は今後も取引の可能性が極めて低い場合には取引停止措置をする効果がないことから、上記の取扱いとしたもの。

なお、「原則」としたのは、他の官公庁において発生した事案が、極めて悪質又は社会的に影響が大きく、他の官公庁の事案として整理することが適当でない場合には、積極的に取引停止措置を講じることとしたもので、個々の事案毎に判断することとなる。

2. 不正又は不誠実な行為(取扱要領別表措置基準の9に該当)

取引停止措置要件の発生元	文科省との取引実績	取引停止措置	通報
文部科学省		○	○
文部科学省関係機関	文科省と取引実績のある業者	○	○
	文科省と取引実績がない又は今後も取引の可能性が極めて低い業者	×	○
他の官公庁	文科省と取引実績のある業者	○	○
	文科省と取引実績がない又は今後も取引の可能性が極めて低い業者	×	○

- ① 文部科学省が発注した契約において該当する事案が発生した場合、全ての事案について取引停止措置を講じる。
- ② 文部科学省関係機関が発注した契約において該当する事案が発生した場合、原則として取引実績の有無に応じて取引停止措置を講じる。

【解説】

文部科学省関係機関において発生した事案については、①債務不履行の理由など軽微な案件においても該当基準を適用した文部科学省関係機関の取引停止措置が多数あること、②文部科学省と取引実績がない、又は今後も取引の可能性が極めて低い場合には取引停止措置をする効果がないことから、上記の取扱いとしたもの。

なお、「原則」としたのは、文部科学省関係機関において発生した事案が、極めて悪質又は社会的に影響が大きく、他の関係機関の事案として整理することが適当でない場合には、積極的に取引停止措置を講じることとしたもので、個々の事案毎に判断することとなる。

- ③ 他の官公庁が発注した契約において事案が発生した場合、原則として文部科学省との取引実績の有無に応じて取引停止措置を講じる。

【解説】

他の官公庁において発生した事案については、①地方公共団体等の事案など全国的な情報収集は事実上不可能であること、②文部科学省と取引実績がない、又は今後も取引の可能性が極めて低い場合には取引停止措置をする効果がないことから、上記の取扱いとしたもの。

なお、「原則」としたのは、他の官公庁において発生した事案が、極めて悪質又は社会的に影響が大きく、他の官公庁の事案として整理することが適当でない場合には、積極的に取引停止措置を講じることとしたもので、個々の事案毎に判断することとなる。

3. その他

- ①取引停止措置を行おうとする際、期間の始期である「当該認定をした日」とは、独占禁止法違反による事案の場合は、同法第49条第6項及び第50条第4項に定める期日を経過し審判請求が無いことを確認した日（同法第7条第2項に基づく排除措置命令及び、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を勧告した日から60日経過した日の翌日）をいう。
- ②事務連絡に基づき、各独立行政法人等よりあった取引停止措置の情報提供については、原則として全ての情報を通報する。

独占禁止法違反行為に係る取引停止措置期間の取扱について

文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等取扱要領別表「措置基準3」において、独占禁止法違反行為に係る取引停止措置期間について「当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内」としているが、取引停止措置要件の発生元に応じて次のとおり取扱うことを基本としつつ、社会的影響などを考慮し措置期間を決定する。

文部科学省（※1）における事案	9ヶ月
文部科学省関係機関（※2）における事案	6ヶ月
他の中央省庁における事案	3ヶ月
その他の官公庁における事案	1ヶ月

- ※1 文部科学本省、文化庁、国立教育政策研究所、科学技術政策研究所、日本学士院
- ※2 国立大学法人、大学共同利用機関法人、所管独立行政法人、日本私立学校共済・振興事業団、放送大学学園

なお、上記の考え方については、他の措置要件にも準用することとする。